

京都市告示第 418 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 1 月 8 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
上高野422号線	左京区上高野流田町16番地の2地先から同町8番地地先まで	メートル 251.70	メートル 5.95 ~ 8.87
山科大宅経68号線	山科区大宅石郡町112番地の2地先内	20.10	4.25 ~ 9.00
山科川田緯36号線	山科区川田土仏2番地の52地先から同区川田岡ノ西28番地の15地先まで	136.20	6.00 ~ 10.90
山科四ノ宮経134号線	山科区四ノ宮垣ノ内町14番地の6地先から同町14番地の4地先まで	68.40	6.00 ~ 10.80
嵯峨野緯77号線	右京区嵯峨野清水町21番地の18地先から同町21番地の35地先まで	53.80	4.74 ~ 9.70
久我緯99号線	伏見区久我西出町12番地の285地先から同町12番地の274地先まで	130.20	6.00 ~ 9.40
久我緯100号線	伏見区久我西出町12番地の280地先から同町12番地の17地先まで	65.80	6.01 ~ 12.04
久我緯101号線	伏見区久我西出町12番地の301地先から同町12番地の290地先まで	66.20	6.00 ~ 9.03

醍醐緯217号線	伏見区醍醐勝口町3番地の172地先から 同区醍醐一言寺裏町16番地の8地先まで	50.80	6.00 ~ 12.00
醍醐緯218号線	伏見区醍醐一言寺裏町17番地の13地先から 同区醍醐南端山15番地の42地先まで	213.00	6.00 ~ 11.60
醍醐緯219号線	伏見区醍醐南端山15番地の11地先から 同町15番地の42地先まで	125.40	6.00 ~ 10.10
日野経75号線	伏見区日野西風呂町1番地の15地先から 同区日野田頼町27番地の74地先まで	252.60	6.00 ~ 12.02
日野経76号線	伏見区日野田頼町27番地の55地先から 同町27番地の47地先まで	144.00	6.00 ~ 12.02
深草経203号線	伏見区深草中ノ島町5番地の9地先から 同町16番地の17地先まで	111.20	6.00 ~ 10.51
向島緯114号線	伏見区向島津田町168番地の17地先から 同町194番地の2地先まで	119.80	6.00 ~ 13.79

(建設局土木管理部道路明示課)